

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		分団運営交付金		市の担当部課	消防本部消防総務課	
				問い合わせ先	0568-65-3121	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		第1分団 はじめ7団体		代表者名	第1分団 河橋史和 ほか	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市消防団分団運営交付金支給要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成5年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		市内消防団への運営交付金のため				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		犬山市消防団の分団活動の充実強化を図るため				
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算	
		1,500,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円	1,500,000 円	
		(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	(1,500,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団活動に必要な備品・消防品等の購入</li> <li>・分団車庫及び消防車両、機械器具の維持管理</li> <li>・団員の福利厚生</li> </ul>				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,733,562 円		
		うち補助事業全体の経費		1,733,562 円		
		うち補助対象経費		1,733,562 円		
		補助対象経費の内訳		車庫、車両機械器具維持費		340,199 円
				備品・消耗品費		512,735 円
				福利厚生費		880,628 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額：1～5分団250,000円、6分団200,000円、女性分団50,000円		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	精算していない	
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		消防団施設や器具の更新等により、安全で迅速な活動が可能となり、市民の安全・安心に寄与している。				
その他参考事項		平成27年度に女性分団が発足し交付金50,000円増額				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無		

※平成30年度の実績に基づき作成しています。